

# 小清水地区活性化計画

北海道小清水町

平成21年6月(当初)  
平成22年6月〈変更〉

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小清水地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	小清水町
地区名(※1)	小清水地区・浜小清水地区
計画期間(※2)	平成21年度～平成24年度

## 目標(※3)

小清水地区(小麦・大豆・生乳)及び浜小清水地区(甜菜)の農産物の販売量を現在の128,487t(過去4ヶ年)から146,223t(H21～H24)に13.80%増加(当初 75,385t(過去3ヶ年)から 82,822tに9.87%増加)させることによって地域農業の経営安定化をはかり、都市に流出した後継者の1ターンと経営悪化による離農に伴う離町の抑制を促し、農業者を中心とした地域内の転出入割合を現在の75.53%(H17～H20)から77.02%(H21～H24)に増加(当初 81.48%(H18～H20)から82.87%(H21～H23)に増加)することにより、地域内定住人口の確保を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

小清水地区(町全域)は、網走支庁管内の北東部に位置し、南部山岳地帯から北部オホーツク海に面して傾斜地地帯となっており、東西は波状形の起伏をなし、丘陵に沿って止別川、浦士別川が流れており、畑作を主体とした農業を基幹産業とする純農業地帯である。畑作の主要産品は、馬鈴薯、小麦、甜菜の基幹3作物であり、輪作体系の限界から、今後低肥料で育成が容易な大豆の作付面積の拡大が見込まれる。  
さらにその中において点在する酪農家は、良質な堆肥の製造、馬鈴薯を原料とした澱粉製造過程で排出される残渣(澱粉粕)を家畜飼料として受入、さらに堆肥製造の副資材として小麦収穫時に発生する麦乾ロールの引き取り等、耕畜連携の環において、必要不可欠な存在となっている。  
浜小清水地区は、小清水町内の北部に位置し、平坦な地形でオホーツク海に面していることから冷涼な気候であり、農産物の育成に障害となっている。

### 現状と課題

**小清水地区【畑作】** 近年の農産物の需要の変化と多様化に伴い作物の高品質化と安全性が求められ、本町における農業の環境は大きく変化している。農業の国際化と国内自給率の向上に迫られ、高品質で低コストな農産物を安定的に供給するために、農家経営の安定向上が必要となっている。そのためにも、自給率向上の重要品目となっている小麦の新品種(きたほなみ)への作付転換は、高品質・安定多収を実現するためには避けられないものとなっており、転換による作付拡大にあたり、乾燥調整保管施設の早期整備が課題となっている。また、輪作体系上重要なポストである大豆の作付拡大に対し、作業の分散化や低コスト化のために大豆乾燥調整施設の増強も求められている。  
**小清水地区【酪農】** 現在本町内において44戸の酪農家が約4,000頭の乳牛を飼養しており、年間約2万トンの生乳を生産しております。しかし、後継者不在による経営者の高齢化、国際的にも不安定な畜産物市場、飼料価格の高止まり等の影響を受け、酪農家個々が増頭に向けた施設整備を躊躇している現状にあります。この様な現状の中で、次世代を担う酪農家の増頭に向けた意思を汲み取り、本町は平成22年度において、町有牧場の規模拡大を実施しているところであり、通年預託施設の強化により、酪農家は自宅において搾乳に専念することが可能となるよう整備を進めております。そこで、増頭に対応するためにクリアしなければならないもう一つの課題が、飼料確保であり、限られた耕地の有効活用と労働力不足を解消するためにも、TMRセンターによる安定した飼料の供給とその原料となる粗飼料作りを担うコントラクター組合の早期整備・増強が課題となっている。  
**浜小清水地区【畑作】** 甜菜播種作業において、各戸で作業を行うことによる人手不足から、作業が長期化している。播種作業の長期化は定植後に発育ムラを生み、収穫時に大きく影響を及ぼしている。このことから、適正定植期への均一化、作業効率の向上と作業の共同化による育苗時期の人手不足解消、低コスト化に向けた共同利用型の播種プラントの整備が求められている。

### 今後の展開方向等(※4)

高品質で低コストな農産物を安定的に供給し、経営の安定化と体質強化を図るために、当該地域で生産される農産物の共同作業施設や貯蔵施設を整備することによって、該当作物の作付面積の拡大と販売量の増加を図る。具体的には、町内全域に作付されている小麦の乾燥調整施設の整備により品質の向上、作付面積の拡大、また、麦の品種転換による増収分の受入を可能とする。今後町内全域で作付拡大が見込まれる大豆の乾燥調整施設の増強は、適期収穫の実現による品質の向上、作業の分散化による作業効率の向上を可能とする。浜小清水地区への甜菜の共同播種プラントの整備は、作業効率の向上及び適正定期植の実施による品質の向上と収量の増加を実現し、地域輪作体系の確立を推し進める。酪農：従来より推進してきた本町の循環型農業を完成させ、低コストで安定した飼料供給を行うには、地域内で発生する澱粉粕の有効利用と、計画的な飼料作物の作付管理を行う経営体の存在が必要である。TMRセンターの設立は、澱粉粕をベースとした安価な飼料の作成と牛の育成ステージに合わせた栄養価を付加するためのグラスサイレージやコーンサイレージの計画的な確保を可能とし、更に、別に整備増強が予定されているコントラクター組合の利用により、高齢化した酪農家を粗飼料作りの重労働から解放し、営農継続を推進することによる離農離町を防ぎ、後継者の就農に向けた酪農のイメージアップを図り1ターンを推進する。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小清水町	小清水地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(乾燥調製貯蔵施設)【小麦・大豆】	小清水町農業協同組合	有	イ	
小清水町	浜小清水地区	生産機械施設(育苗施設)【甜菜】	浜小清水てん菜育苗集団	有	イ	
小清水町	小清水地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(乾燥調製貯蔵施設)【飼料調製貯蔵施設】	㈱エコフィードサービス(仮)	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

小清水地区(北海道小清水町)	区域面積(※2)	28,704ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積28,704haの内農林地面積は26,736haで93%を占め、全就労者数3,085名のうち1,307名が農林漁業従事者で42%を占めており、農林漁業が重要な事業である地域といえる。 ※ 総面積及び農林地面積は、平成19年度固定資産概要調書による。 ※ 全就労者数及び農林漁業従事者数は、平成17年国勢調査による。		
②法第3条第2号関係: 当該区域内では、過疎化(平成17年から平成20年の4ヶ年間に於ける人口減少率△3.82%)及び高齢化が進行しており、定住促進が必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は都市計画区域も有さず、市街地を形成している区域以外の地域である。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

### ・小麦・大豆・甜菜・生乳の販売量増加率 13.80%

平成24年10月に小麦、平成25年2月に大豆の小清水町農業協同組合の出荷実績を調査し、網走農業改良普及センター清里支所の検証を受ける。  
平成25年1月にホクレン中斜里製糖工場受入の浜小清水産甜菜の出荷実績を調査し、網走農業改良普及センター清里支所の検証を受ける。  
平成25年2月に小清水乳牛検定組合の記録した、(株)小清水エコフィードサービス構成員の出荷実績を調査し、網走農業改良普及センター清里支所の検証を受ける。

### ・区域内定住人口の確保1.49%

町が住民基本台帳を基に毎月作成している「住民基本台帳(町名)別人口及び世帯数一覧表」により区内定住者人口を調査  
農業委員会が毎年調査している「農業委員選挙人名簿登載者集計表」により区内農業者、定住者人口を調査

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。